「医薬品副作用被害救済制度に関する認知度調査」 調査報告書 <<医療関係者>>

平成26年度調査分

目次

調査概要	P3
対象者のプロフィール	P4
Summary	P5
詳細内容	P10
1 健康被害救済制度 認知率	P11
2 医薬品副作用被害救済制度 内容認知	P14
3 医薬品副作用被害救済制度 運営主体について	P18
4 医薬品副作用被害救済制度 認知経路	P19
5 医薬品副作用被害救済制度 教えてもらった人	P20
6 医薬品副作用被害救済制度 パンフレット・ポスター等接触場所	P21
7 広告の認知率	P22
8 テレビCMの認知率	P23
9 テレビCMの評価	P24
10 キャラクターの評価	P26
11 医薬品副作用被害救済制度 一般国民への有効な周知方法〈自由記述〉	P28
12 医薬品副作用被害救済制度 関わりについて	P29
13 医薬品副作用被害救済制度 最初に紹介するのはどなたの役割か	P31
14 医薬品副作用被害救済制度 手続きを案内するのはどなたの役割か	P32
15 医薬品副作用被害救済制度 給付請求時の支援部署の有無	P33
16 医薬品副作用被害救済制度 説明や資料配布の受領について	P34
17 医薬品副作用被害救済制度 勧めたいか	P35
18 医薬品副作用被害救済制度 勧めたくない理由	P36
19 医薬品副作用被害救済制度 情報入手経路	P38
20 普段読んでいる医療関係専門誌〈自由記述〉	P39
21 医薬品副作用被害救済制度 有効な周知方法 <自由記述>	P40
付録:調査票	P41

調査概要

調査実施機関

・調査目的 医薬品副作用被害救済制度の浸透度を把握し、今後の基礎資料とする

・調査対象 次の職業に就いている者: 医師・薬剤師・看護師・歯科医師

· 調査地域 全国

調査方法 インターネット調査

·調査時期 平成26年度調査 平成27年2月5日(木)~2月23日(月)

平成25年度調査 平成26年1月27日(月)~2月13日(木)

・有効回答数 平成26年度調査:3,605サンプル

平成25年度調査: 3,640サンプル

平成26年度 平成25年度

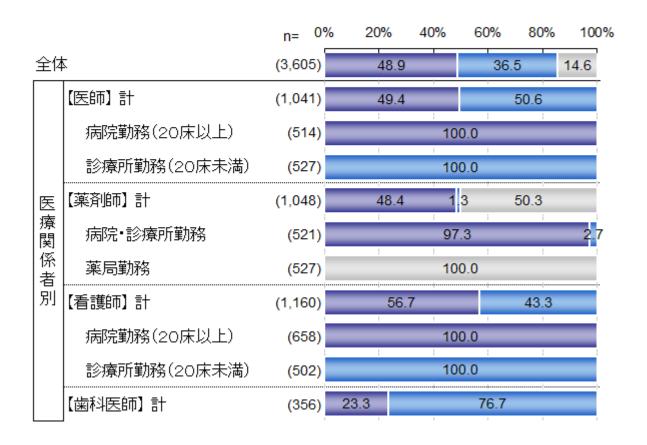
	1 //420-1/5	1 //420 17/55
【医師】病院勤務(20床以上)	514	519
【医師】診療所勤務(20床未満)	527	533
【薬剤師】病院·診療所勤務	521	496
【薬剤師】薬局勤務	527	499
【看護師】病院勤務(20床以上)	658	544
【看護師】診療所勤務(20床未満)	502	556
【歯科医師】病院·診療所勤務 計	356	493
全体	3,605	3,640
	(V)	(V)

株式会社プラメドプラス

対象者のプロフィール

【勤務先施設】

- ■病院(ベッド数20床以上)
- 診療所、クリニック、医院など
- □薬局



Summary

Summary (その1)

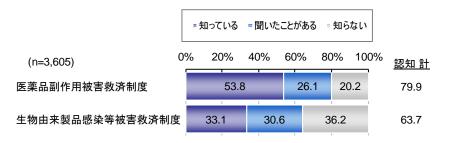
【健康被害救済制度 認知率】

単一回答

【医薬品副作用被害救済制度 内容認知】

※医薬品副作用被害救済制度認知者ベース

単一回答

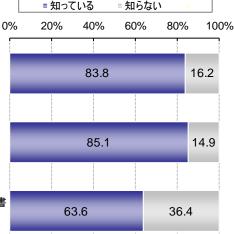


(n=2,878)

医薬品の副作用による被害を受けられた方 の迅速な救済を図ることを目的とした公的な 制度である

発生した副作用による疾病や障害などの

健康被害について救済給付を行う



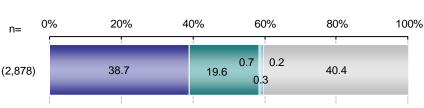
【医薬品副作用被害救済制度 運営主体について】医薬品を、適正に使用したにもかかわらず

※医薬品副作用被害救済制度認知者ベース

単一回答



救済給付の請求には、医師が作成した診断書 などが必要である

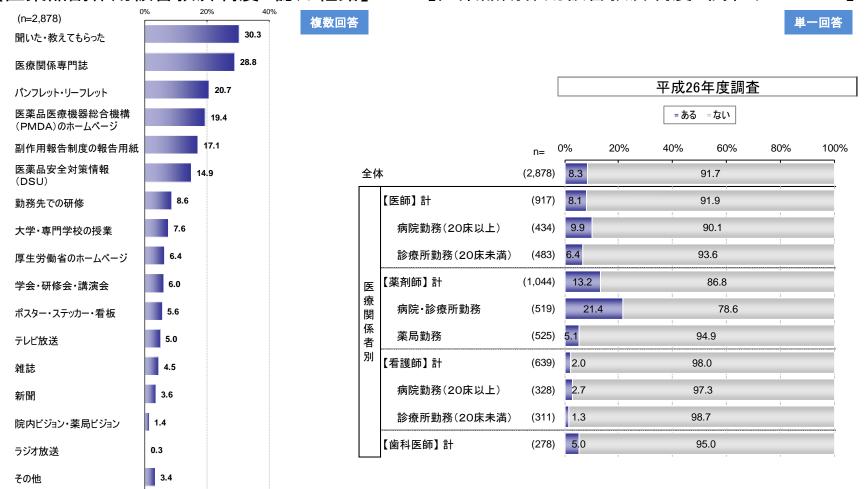


- ・「医薬品副作用被害救済制度」の認知率(知っている+聞いたことがある)は80%。うち、「知っている」の回答は54%。
- 「生物由来製品感染等被害救済制度」の認知率は64%。
- •運営主体は、医薬品副作用被害救済制度認知者の39%が「医薬品医療機器総合機構」と回答。「厚生労働省」が20%。
- ・「医薬品副作用被害救済制度」の内容の認知率を見ると、「医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的と した公的な制度である」、「医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済 給付を行う」の2項目は8割強であり、非常に高い。

Summary (その2)

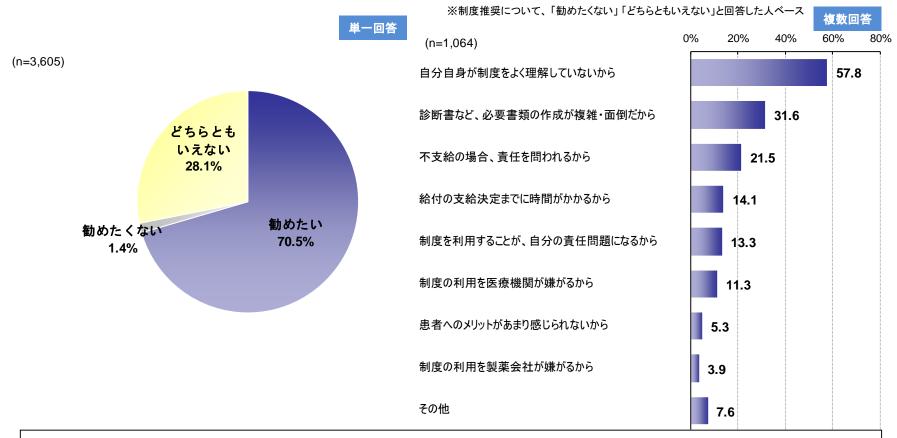
【医薬品副作用被害救済制度 認知経路】

【医薬品副作用被害救済制度 関わりについて】



- ・医薬品副作用被害救済制度の認知経路では「聞いた・教えてもらった」、「医療関係専門誌」、「パンフレット・リーフレット」が20%以上であった。一方、テレビ放送は5%であった。
- ・医薬品副作用被害救済制度の請求に関わったこと(制度の紹介、診断書、投薬証明書の作成など)があると回答したのは8%であった。

【医薬品副作用被害救済制度を勧めたいか】【医薬品副作用被害救済制度 勧めたくない理由】

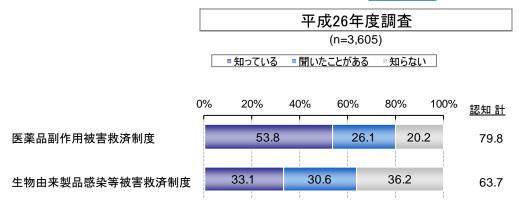


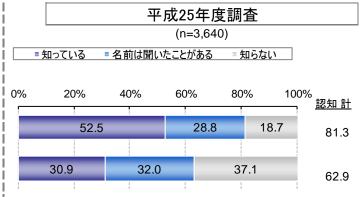
- ・「医薬品副作用被害救済制度」を患者に勧めたいかについて、71%が「勧めたい」と回答。「勧めたくない」は1%。
- ・「医薬品副作用被害救済制度」を患者に勧めたくない主な理由は「自分自身が制度をよく理解していないから」58%、「診断書など、必要書類の作成が複雑・面倒(そう)だから」32%、「不支給の場合、責任を問われるから(問われそうだから)」22%。

Summary (その4) 《参考 両年度比較》

【健康被害救済制度 認知率】

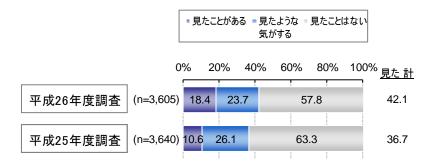
単一回答





【広告 認知率】

単一回答



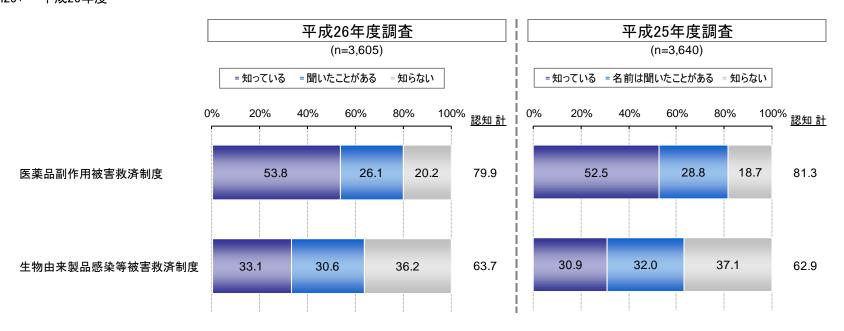
- ・「医薬品副作用被害救済制度」と「生物由来製品感染等被害救済制度」の認知率(知っている+聞いたことがある)は、どちらもほぼ 横ばいである。
- ・広告の認知率(見たことがある+見たような気がする)はやや高くなっている。「見たことがある」のみの回答ではH25年より8%上昇した。

詳細内容

【H26*/H25*】Q4/Q2 あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。

【H26/H25】Q5/Q3 あなたは、輸血用血液製剤などを介して感染などが発生した場合に、医療費等の救済給付を行う公的な「生物由来製品感染等被害救済制度」があることをご存じですか。

H26* =平成26年度 H25* =平成25年度



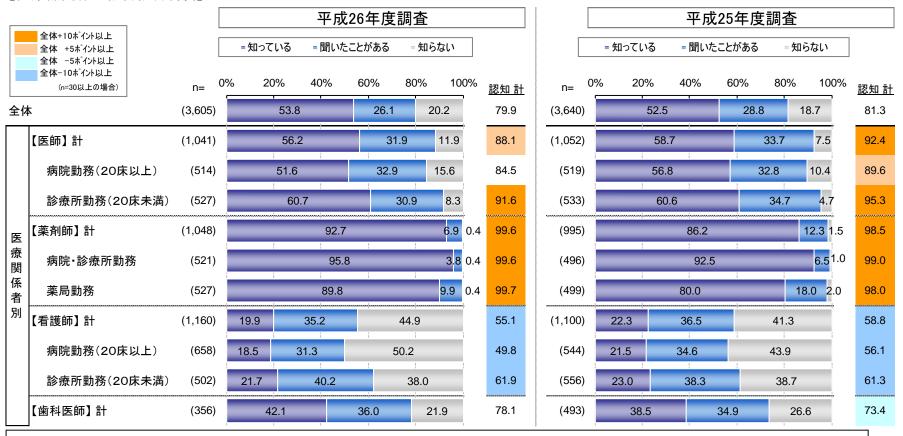
- ・「医薬品副作用被害救済制度」の認知率(知っている+聞いたことがある)は80%。「知っている」が過半数を占めた。
- ・「生物由来製品感染等被害救済制度」の認知率は64%で、H25と同様、「医薬品副作用被害救済制度」よりも低い結果となっている。
- ・いずれの制度とも、認知率はH25とほぼ横ばいである。

1 健康被害救済制度 - 医薬品副作用被害救済制度 認知率



【H26/H25】Q4/Q2 あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。

【医薬品副作用被害救済制度】



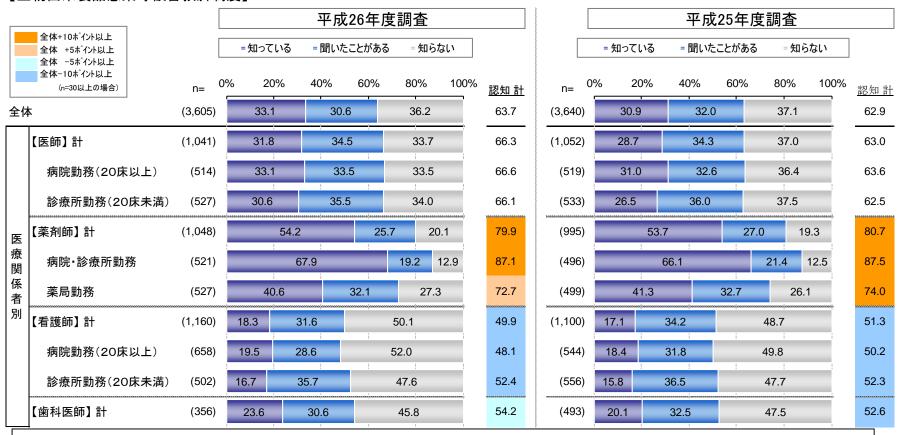
- ・医師における認知率(知っている+聞いたことがある)は88%と高い。H25と同様、診療所勤務の医師のほうが病院勤務の医師の認知率を上回っている。
- ・薬剤師における認知率はほぼ100%に達する。
- ・看護師の認知率は55%で、職種別では最も低い。
- ・歯科医師の認知率は78%であり、職種中ではH25との比較で、最も高い認知率の上昇を示している。

1 健康被害救済制度一生物由来製品感染等被害救済制度 認知率



【H26/H25】Q5/Q3 あなたは、輸血用血液製剤などを介して感染などが発生した場合に、医療費等の救済給付を行う公的な「生物由来製品感染等被害救済制度」があることをご存じですか。

【生物由来製品感染等被害救済制度】

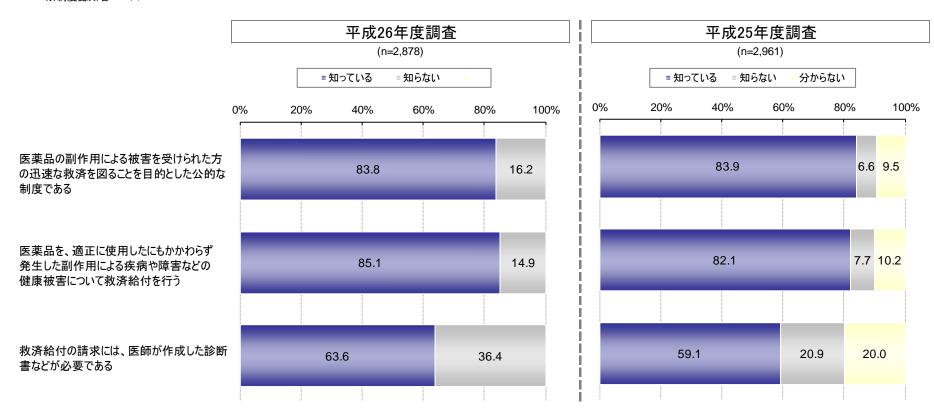


- ・医師の認知率(知っている+聞いたことがある)は66%で、病院勤務と診療所勤務でほぼ同じであった。H25とほぼ横ばいである。
- ・薬剤師の認知率は80%で、医師よりも高い。H25と同様、病院・診療所勤務のほうが、薬局勤務よりも認知率が高い。
- ・看護師の認知率は50%と、H25とほぼ横ばいである。
- ・歯科医師の認知率も54%で、H25とほぼ横ばいである。

2 医薬品副作用被害救済制度 内容認知

【H26/H25】 Q6/Q4「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

※制度認知者ベース



・「医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う」と「救済給付 の請求には、医師が作成した診断書などが必要である」の2項目は、H25と比較し、認知率(知っている)がやや上昇している。

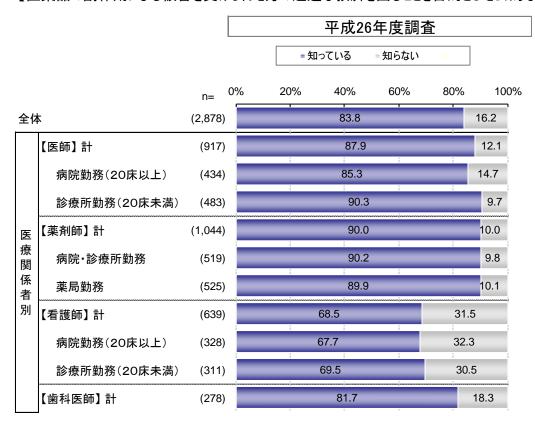
2 医薬品副作用被害救済制度 内容認知(その1)

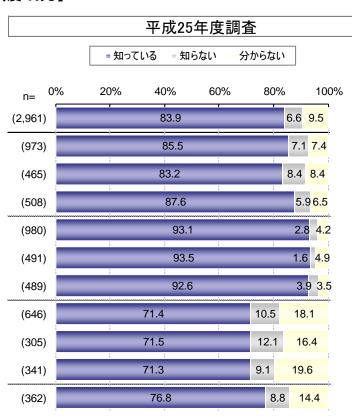


【H26/H25】Q6/Q4「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

※制度認知者ベース

【医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である】





・認知率(知っている)は高い順に薬剤師90%、医師88%、歯科医師82%、看護師69%である。

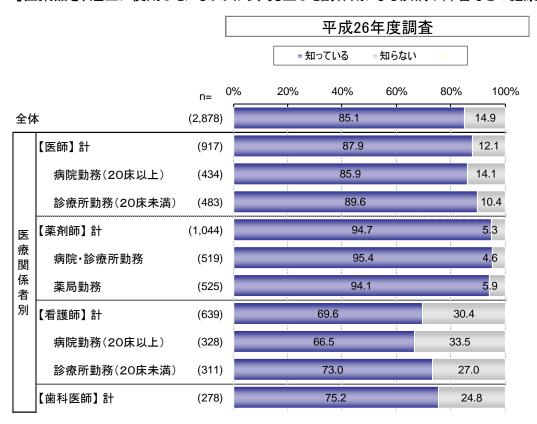
2 医薬品副作用被害救済制度 内容認知(その2)

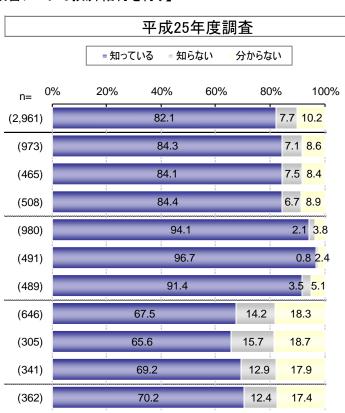


【H26/H25】Q6/Q4「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

※制度認知者ベース

【医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う】





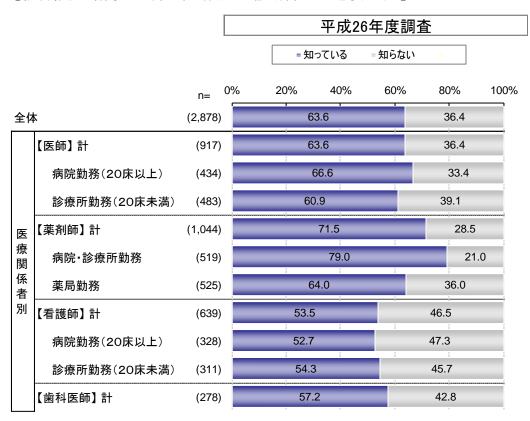
- ・認知率(知っている)は高い順に薬剤師95%、医師88%、歯科医師75%、看護師70%。
- ・いずれの職種でも、H25との比較で認知率は上昇傾向を認めた。

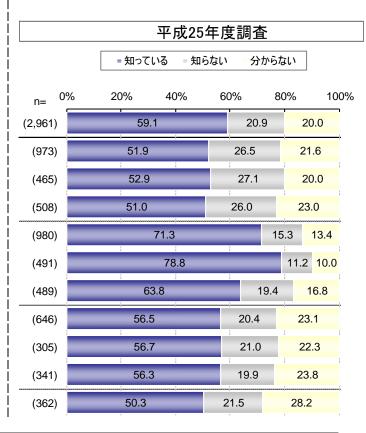


【H26/H25】 Q6/Q4「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

※制度認知者ベース

【救済給付の請求には、医師が作成した診断書などが必要である】



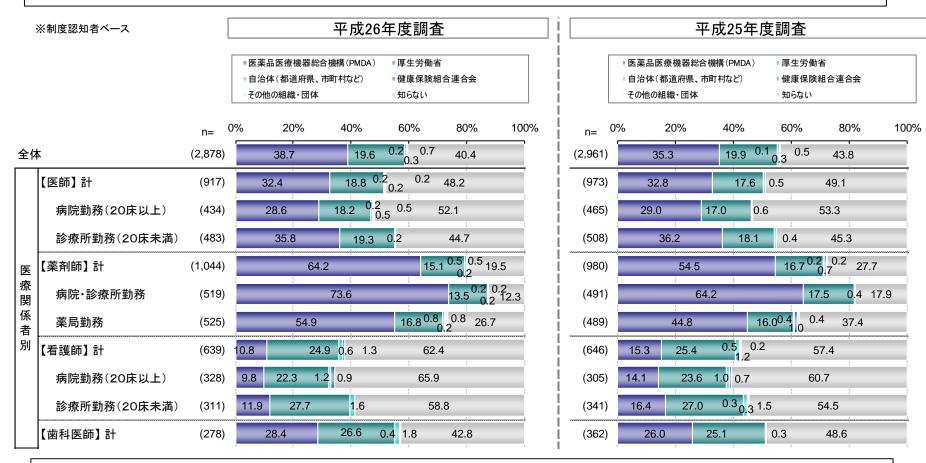


- ・認知率(知っている)は高い順に薬剤師72%、医師64%、歯科医師57%、看護師54%である。
- ・H25と比較し、医師と歯科医師の認知率が上昇した。特に医師では10%以上の上昇であり、顕著であった。

3 医薬品副作用被害救済制度 運営主体について



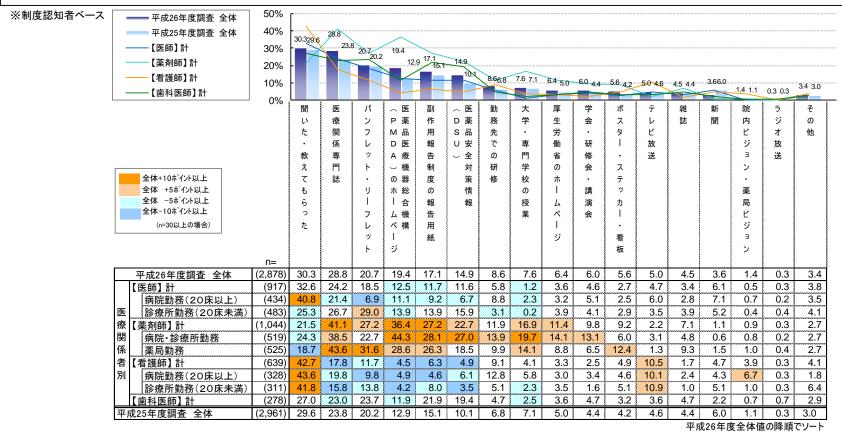
【H26/H25】Q7/Q5あなたは、「医薬品副作用被害救済制度」の運営主体をご存じですか。あてはまるものをひとつお選びください。



- ・医薬品副作用被害救済制度認知者に運営主体について尋ね、「医薬品医療機器総合機構(PMDA)」と正しく回答できたのは39%。 【医療関係者別】
- ・病院・診療所勤務の薬剤師で正答率74%、続いて薬局勤務の薬剤師55%、診療所勤務の医師36%の順であった。
- ・H25と比較し、薬剤師の正答率は上昇したものの、医師・歯科医師ではほぼ横ばい、看護師ではやや下落した。

4 医薬品副作用被害救済制度 認知経路

【H26/H25】 Q8/Q6 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」をどのようにして(何から)知りましたか。または、どのようにして(何から)聞きましたか。あてはまるものを<u>すべて</u>お選びください。



・認知経路は、「聞いた/教えてもらった」が30%と最も高かった。H25と比べ、「医療関係専門誌」と「PMDAのホームページ」においては 5%以上の上昇であった。

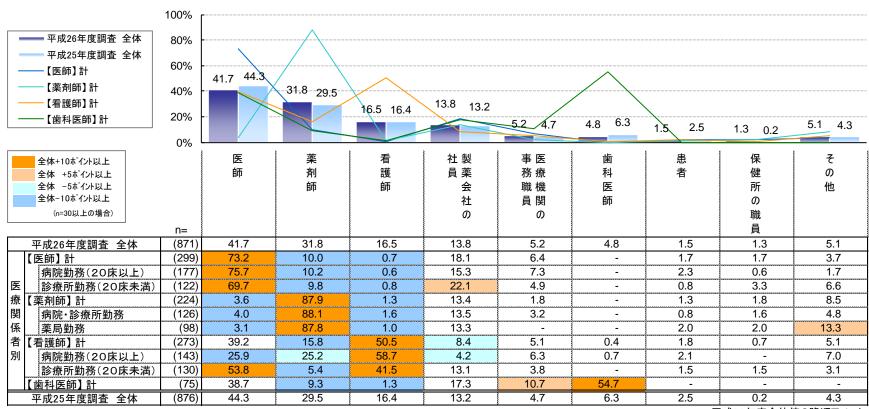
【医療関係者別】

- ・病院勤務の医師と看護師、診療所勤務の看護師は、「聞いた・教えてもらった」の認知経路が全体と比べて10%以上高かった。
- 薬剤師は、「医療関係専門誌」をはじめとする各種媒体からの認知経路が全体と比べて高い傾向にあった。

5 医薬品副作用被害救済制度 教えてもらった人

【H26/H25】 Q9/Q7 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、誰から知りましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

*「人から聞いた/教えてもらった」回答者ベース

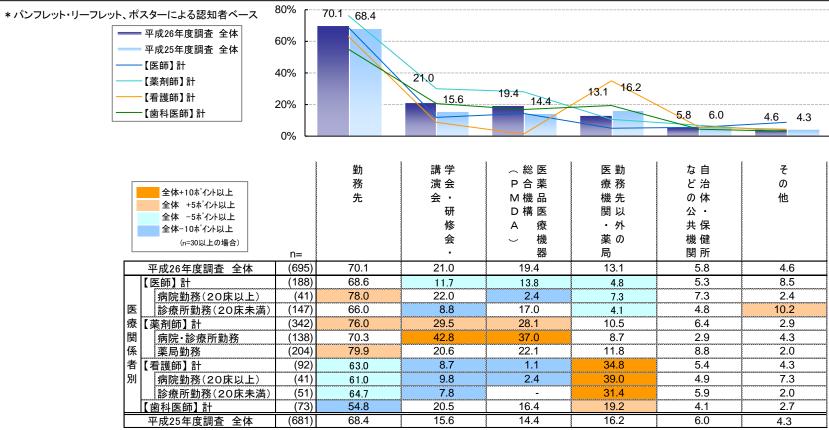


平成26年度全体値の降順でソート

- ・「人から聞いた/教えてもらった」という全回答の中で、42%が「医師」からと回答している。 【医療関係者別】
 - ・同職種間のクチコミが圧倒的に高くなっている。
- ・診療所勤務の看護師は、病院勤務の看護師に比べ「医師」経由が高い。

6 医薬品副作用被害救済制度 パンフレット・ポスター等接触場所

【H26/H25】 Q10/Q8 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」のパンフレット・リーフレット、ポスターをどこで見たり、入手したりしましたか。 あてはまるものをすべてお選びください。

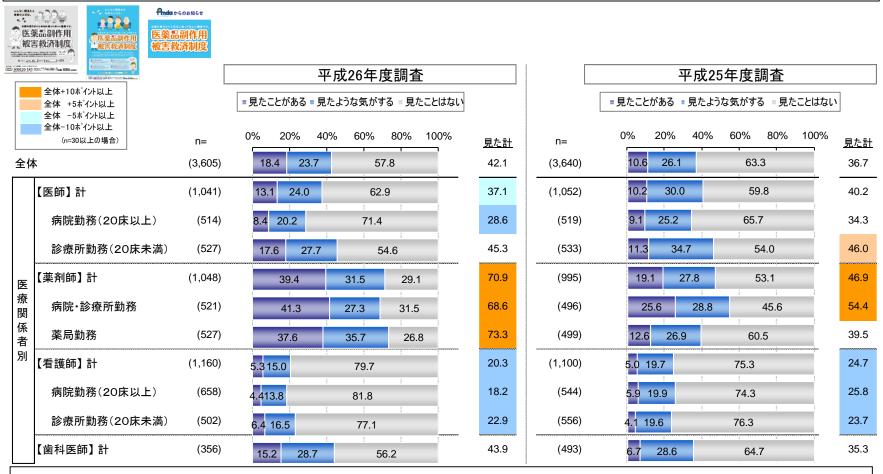


- 平成26年度全体値の降順でソート
- ・認知経路「パンフレット・リーフレット」、「ポスター」と回答した人に具体的な接触場所を尋ねたところ、「勤務先」が70%で、 H25と同様に 突出している。
- ・「学会・研修会・講演会」、「PMDA」での接触は、H25から5%前後の上昇を認めた。

【医療関係者別】

・看護師は「勤務先以外の医療機関・薬局」での接触が35%と、他の職種に比べ極めて高い傾向にある。

【H26/H25】Q11/Q10 以下の広告(新聞広告、ポスター、バナー)をご覧になってからお答えください。あなたは、これまでにこれらの広告をひとつでも見たことがありましたか。

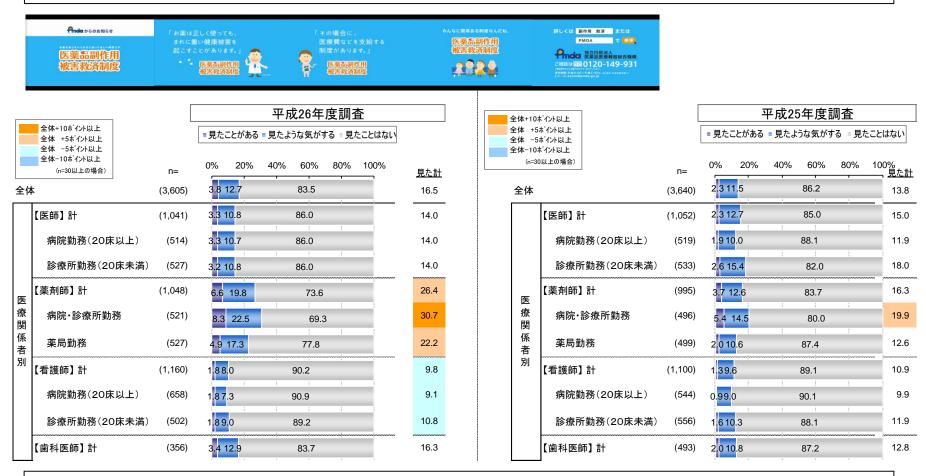


- ・広告の認知率(見たことがある+見たような気がする)は42%。
- 【医療関係者別】
- ・薬剤師で認知率が最も高く71%で、H25と比べて20%以上の上昇であった。
- ・病院勤務の医師・看護師では、H25と比べて5%以上の下落であった。

8 テレビCMの認知率



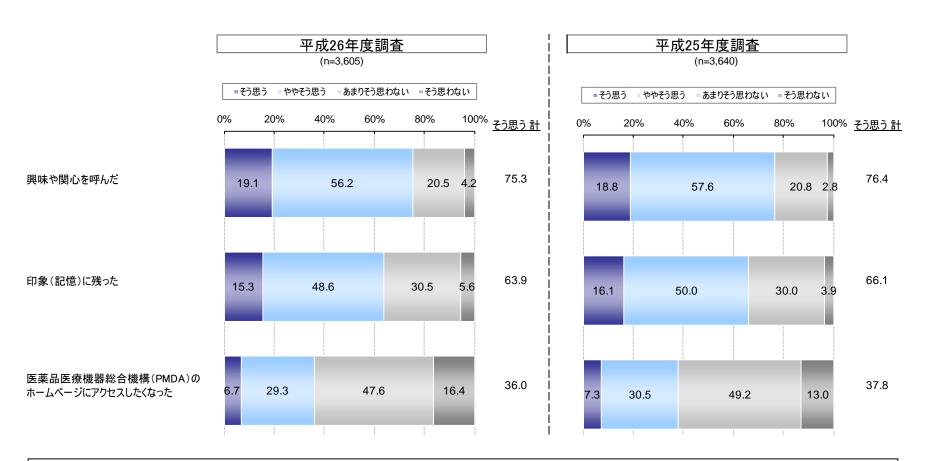
【H26/H25】Q12/Q12 あなたは、テレビでこのCMを見たことがありますか。



- ・テレビCMの認知率(見たことがある+見たように気がする)は17%で、H25よりも高かった。 【医療関係者別】
- ・病院・診療所勤務の薬剤師で認知率が最も高く、H25と比較しても、10%以上上昇していた。

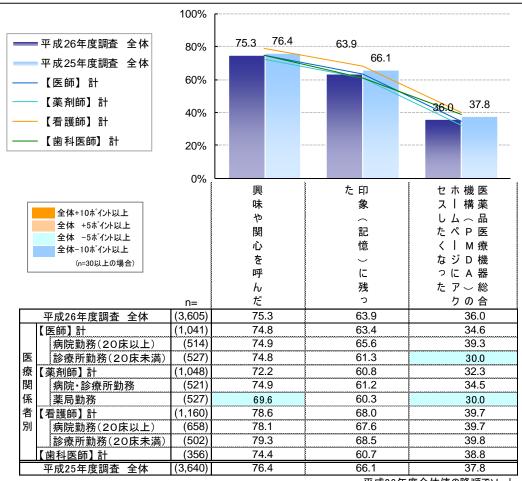


【H26/H25】Q13/Q13 CMをご覧になった感想をお聞きします。以下それぞれにあてはまると思われるものを1つお選びください。



- ・テレビCMについて、最も評価された(そう思う+ややそう思う)項目は、「興味や関心を呼んだ」75%であり、「PMDAのホームページにアクセスしたくなった」は36%に留まった。
- ・3項目ともに、H25と比べ下落傾向であった。

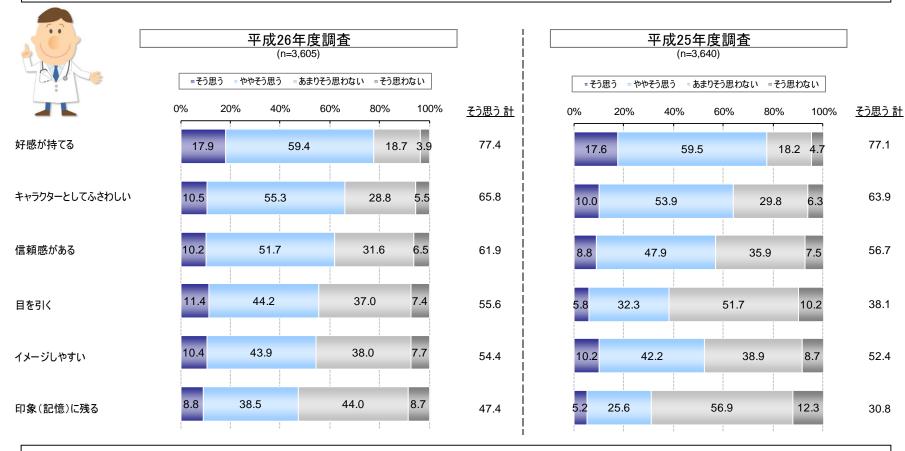
【H26/H25】Q13/Q13 CMをご覧になった感想をお聞きします。以下それぞれにあてはまると思われるものを1つお選びください。



平成26年度全体値の降順でソート

・テレビCMについて、「PMDAのホームページにアクセスしたくなった」と評価した(そう思う+ややそう思う)方は、診療所勤務の医師と薬局勤務の薬剤師で5%ほど低い傾向にあった。

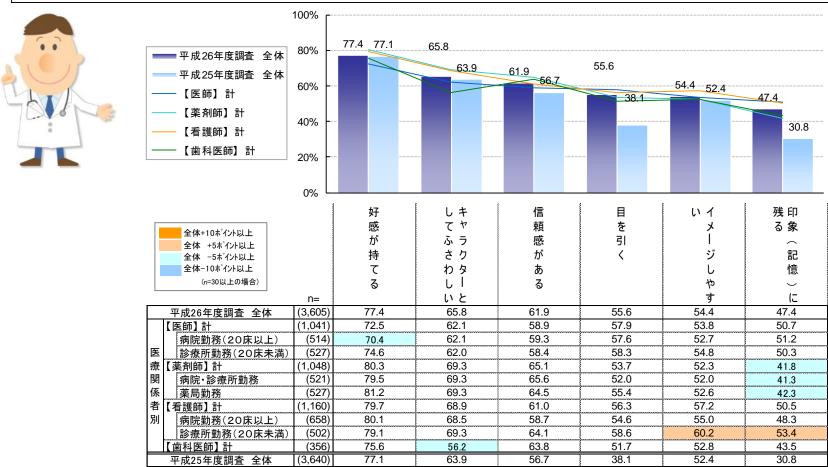
【H26/H25】Q14/Q17 キャラクター(ドクトルQなど)をご覧になった感想をお聞きします。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。



- ・キャラクターの評価された(そう思う+ややそう思う)項目のトップ3は、「好感が持てる」77%、「キャラクターとしてふさわしい」66%、「信頼感がある」62%であった。一方、「印象(記憶)に残る」47%は50%を下回った。
- ・いずれの項目においても、H25と比較し、(そう思う+ややそう思う)は上昇傾向であった。



【H26/H25】Q14/Q17 キャラクター(ドクトルQなど)をご覧になった感想をお聞きします。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

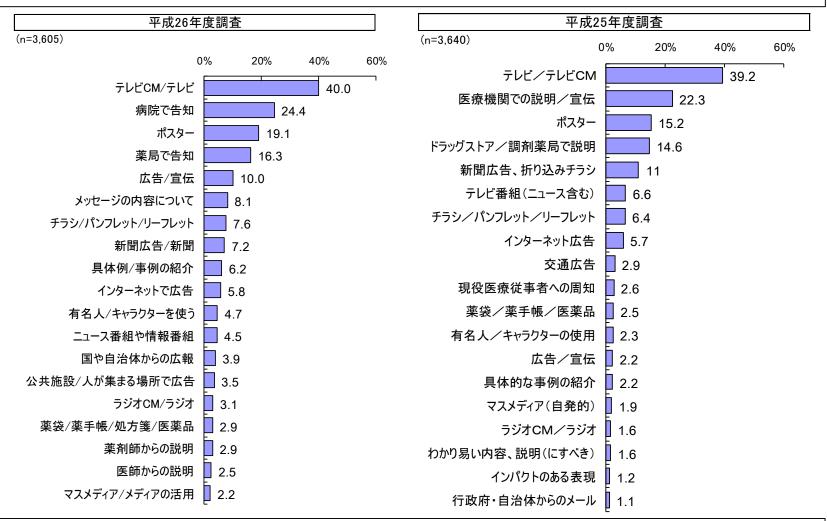


平成26年度全体値の降順でソート

^{・「}印象(記憶)に残る」と評価した(そう思う+ややそう思う)のは、診療所勤務の看護師では比較的高かったが、病院・診療所勤務および薬局勤務の薬剤師は比較的低かった。

11 医薬品副作用被害救済制度 一般国民への有効な周知方法 <自由記述>

【H26/H25】Q15/Q16「医薬品副作用被害救済制度」を広く国民の皆様に知っていただくためには、どのような広報が効果的だと思いますか。



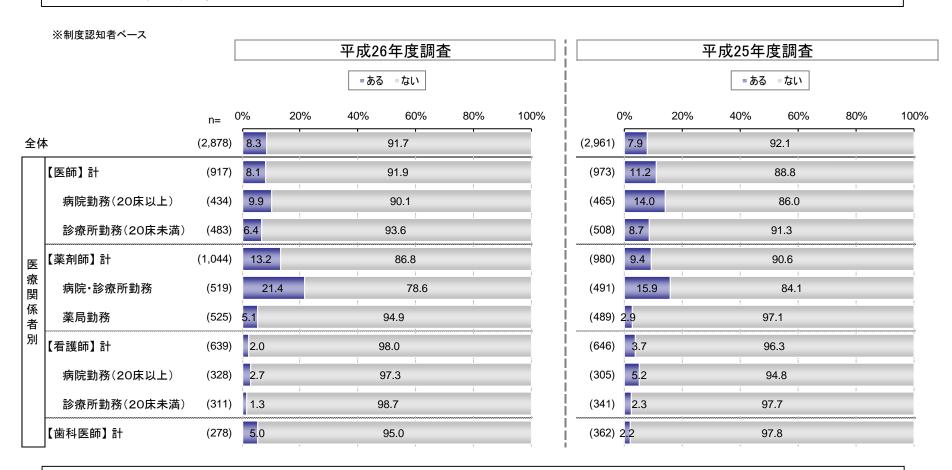
^{・「}医薬品副作用被害救済制度」の一般国民への有効な周知方法を聞いた結果、「テレビ/テレビCM」が40%と最も多かった。

[・]次いで、「病院で告知」24%、「ポスター」19%、「薬局で告知」16%の順であった。

12 医薬品副作用被害救済制度 関わりについて

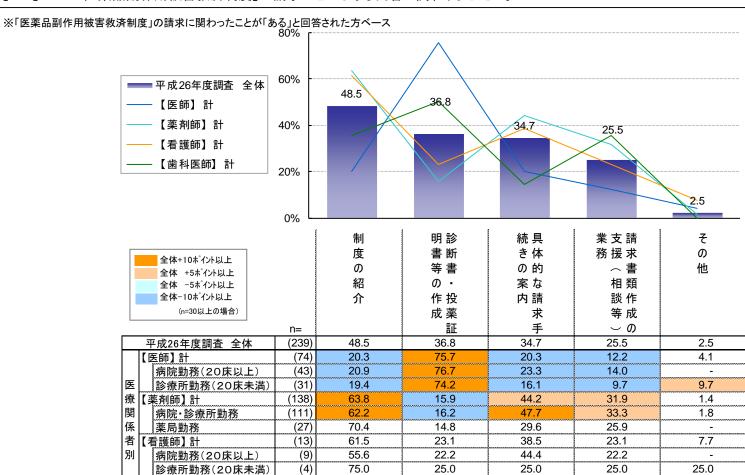
単一回答

【H26/H25】 Q16/Q9 あなたは、これまで「医薬品副作用被害救済制度」の請求に関わったこと(制度の紹介、診断書、投薬証明書の作成など) がありますか。



- ・「医薬品副作用被害救済制度」に関わったことが「ある」との回答は8%。 【医療関係者別】
- ・病院・診療所勤務の薬剤師では「関わったことがある」が比較的高く、H25よりも上昇している。

【H26】 Q17「医薬品副作用被害救済制度」の請求にどのような内容で関わりましたか。



平成26年度全体値の降順でソート

35.7

「制度の紹介」に関わったことが「ある」との回答は、薬剤師と看護師が突出していた。

(14)

35.7

50.0

14.3

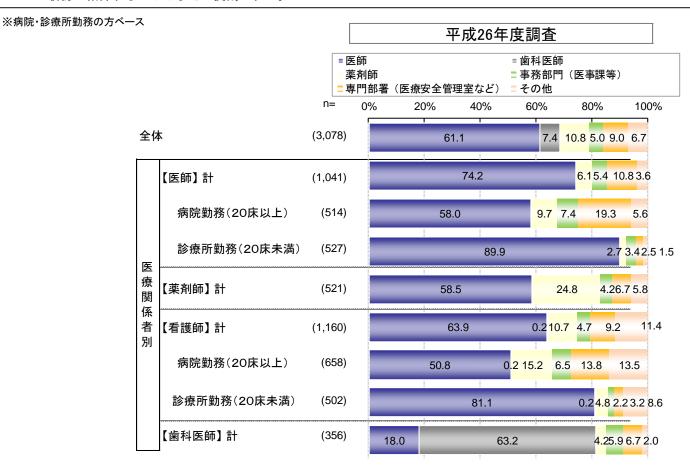
•「診断書・投薬証明書等の作成」は、医師と歯科医師が突出していた。

【歯科医師】計

13医薬品副作用被害救済制度 最初に紹介するのはどなたの役割か



【H26】 Q18 医薬品による重篤な健康被害と思われる症状が生じた場合、貴医療機関では、患者さんに「医薬品副作用被害救済制度」を 最初に紹介するのはどなたの役割ですか。



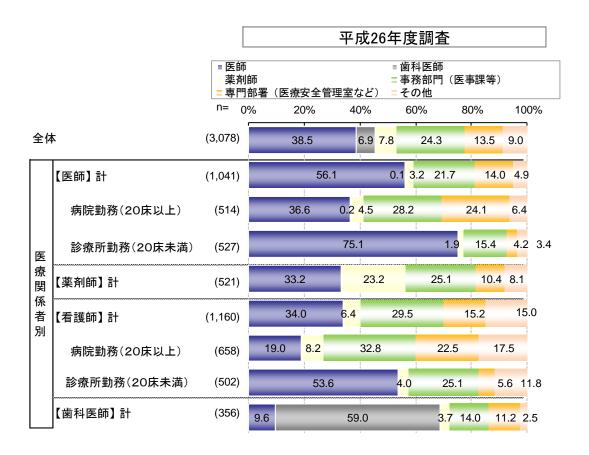
・医薬品による重篤な健康被害と思われる症状が生じた場合の「医薬品副作用被害救済制度」を最初に紹介するのは、医師61%、 薬剤師11%、専門部署(医療安全管理室など)9%の順であった。

14 医薬品副作用被害救済制度 手続き等を案内するのはどなたの役割か



【H26】 Q19 医薬品による重篤な健康被害と思われる症状が生じた場合、貴医療機関では、患者さんに「医薬品副作用被害救済制度」の 具体的手続き等を案内するのはどなたの役割ですか。

※病院・診療所勤務の方ベース

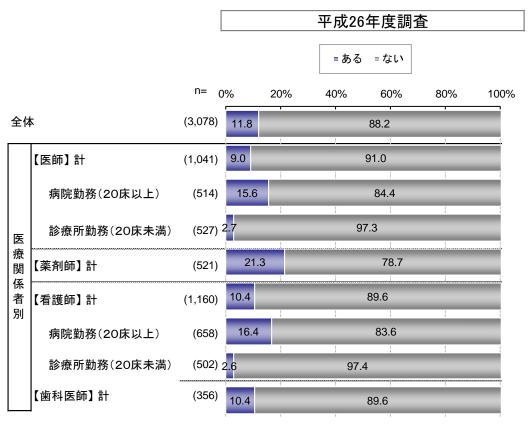


•「医薬品副作用被害救済制度」の具体的な手続き等を案内するのは、医師39%、事務部門24%、薬剤師8%の順であった。



【H26】 Q20 患者さんが「医薬品副作用被害救済制度」に係る給付請求を行う場合、貴医療機関では、請求書作成等の手続きを支援する 部署(担当者)がありますか。

※病院・診療所勤務の方ベース

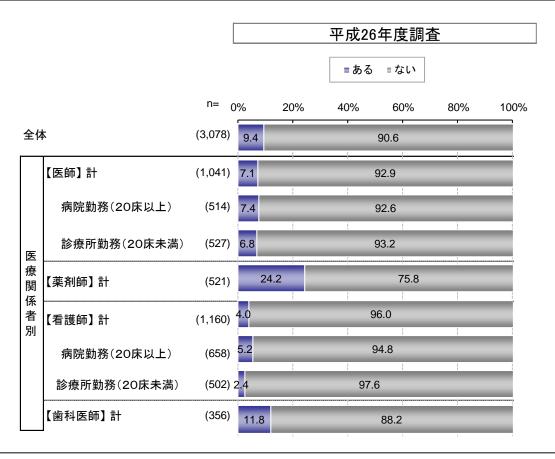


- ・「医薬品副作用被害救済制度」の請求書作成等の手続きを支援する部署(担当者)があると回答したのは12%であった。
- ・診療所勤務の医師・看護師では「ある」と回答したのは3%であった。



【H26】 Q21 貴医療機関で実施されている各種研修などにおいて、「医薬品副作用被害救済制度」に関する説明や資料配布を受けたことがありますか。

※病院・診療所勤務の方ベース

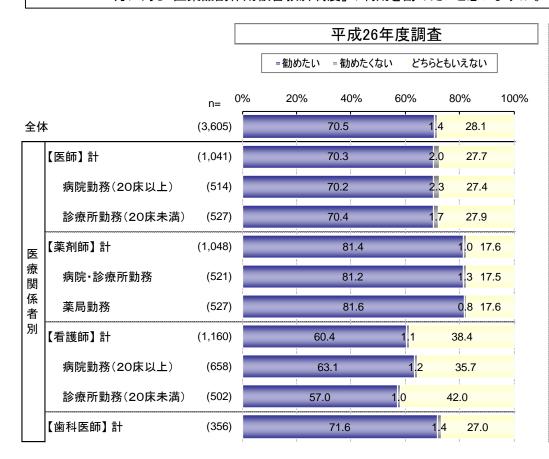


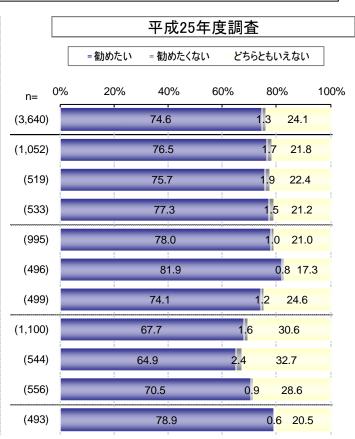
- ・「医薬品副作用被害救済制度」に関する説明や資料配布を受けたことがあると回答したのは9%であった。
- ・病院・診療所勤務の薬剤師が24%と突出していた。

17 医薬品副作用被害救済制度 勧めたいか

単一回答

【H26/H25】 Q22/Q18 あなたは今後、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による入院が必要な程度の健康被害を受けた 方に対し「医薬品副作用被害救済制度」の利用を勧めたいと思いますか。



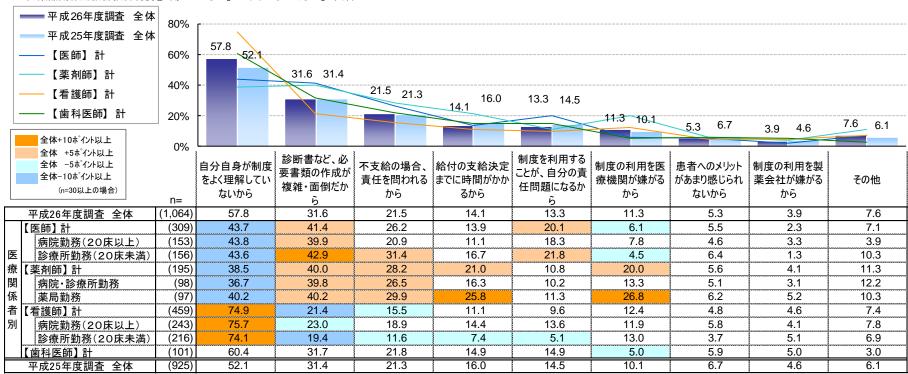


- ・「医薬品副作用被害救済制度」を患者に勧めたいかについては、「勧めたい」は71%で、「勧めたくない」は1%であった。 【医療関係者別】
- ・H25と比べて、薬剤師では「勧めたい」が上昇したが、医師、看護師、歯科医師では下落傾向であった。

18 医薬品副作用被害救済制度 勧めたくない理由

【H26/H25】Q23/Q19 あなたが、「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答されたのはどのような理由からですか。あてはまるものをすべてお 選びください。

※医薬品副作用被害救済制度を「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答した人ベース

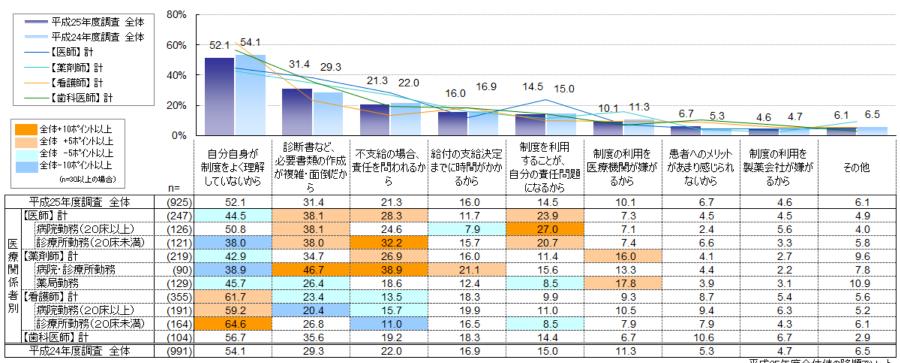


平成26年度全体値の降順でソート

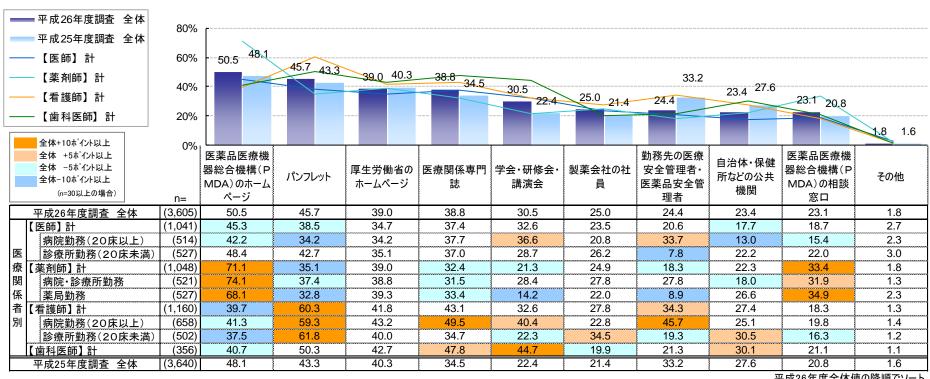
- ・「医薬品副作用被害救済制度」を患者に勧めたくない主な理由は、「自分自身が制度をよく理解していないから」58%。続いて、「診断書など、必要書類が複雑・面倒(そう)だから」32%、「不支給の場合、責任を問われるから(問われそうだから)」22%である。 【医療関係者別】
- ・理由「自分自身が制度をよく理解していないから」では看護師が比較的高い。
- ・理由「診断書など、必要書類が複雑・面倒(そう)だから」では医師と薬剤師が比較的高い。
- ・理由「不支給の場合、責任を問われるから」では診療所勤務の医師と薬剤師が比較的高い。

【H25】Q19 あなたが、「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答されたのはどのような理由からですか。あてはまるものを<u>すべて</u>お選びください。

※医薬品副作用被害救済制度を「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答した人ベース



【H26/H25】 Q24/Q20 あなたが、「医薬品副作用被害救済制度」について詳細な情報を収集する場合、どのような方法で、またはどこから情報 が入手できるとよいと思いますか。あてはまるものをすべてお選びください



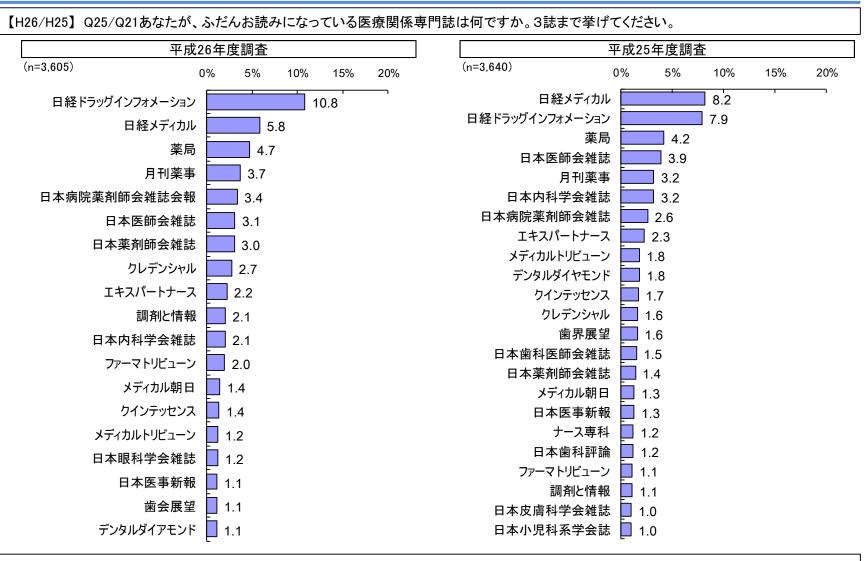
平成26年度全体値の降順でソート

・望ましい情報入手経路は、「医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページ」51%がトップ、続けて「パンフレット」46%、「厚生労働 省のホームページ 139%。

【医療関係者別】

- ・薬剤師は「医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページ」に加え、「医薬品医療機器総合機構(PMDA)の相談窓口」が他の職種 に比べて高くなっている。
- ・看護師では「パンフレット」が他の職種に比べて高くなっている。
- ・歯科医師では「学会・研修会・講習会」、「医療関係専門誌」、「自治体・保健所などの公共機関」が他の職種に比べて高くなっている。

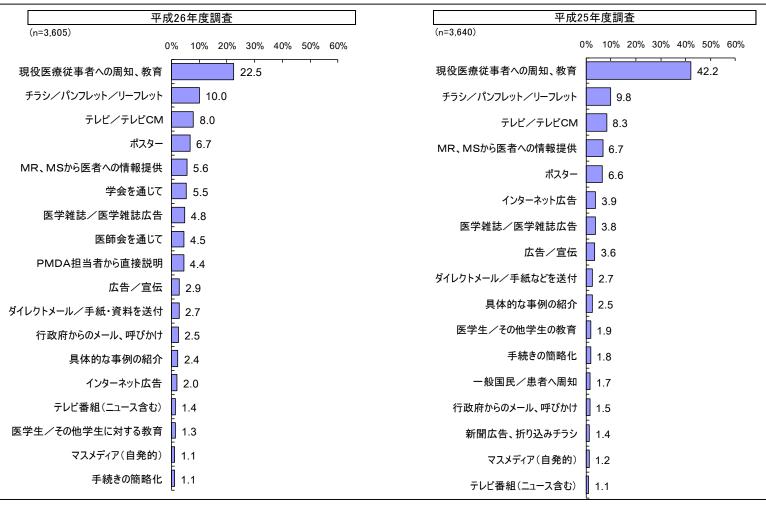
20 普段読んでいる医療関係専門誌 <自由記述>



・普段読んでいる医療関係専門誌に関しては、「日経Dドラッグインフォメーション」11%と「日経メディカル」6%、「薬局」5%の順で高い。

21 医薬品副作用被害救済制度 有効な周知方法 <自由記述>

【H26/H25】Q26/Q22「医薬品副作用被害救済制度」をより多くの医療関係者の皆様に知っていただき、利用のご協力をいただくためには、 どのような方法がよいと思いますか。今後の参考にさせていただきますので、忌憚のないご意見をお聞かせください。



・「医薬品副作用被害救済制度」の医療関係者への有効な周知方法を聞いた結果、「現役医療従事者への周知、教育」が23%と多かった。次いで、「チラシ/パンフレット/リーフレット」が10%、「テレビ/テレビCM」8%の順で、H25と同様の傾向であった。

付録:調査票

〔平成26年度調查〕

医療に関係ある制度に関するアンケート

アンケートにアクセスしていただき、ありがとうございます。

アンケートであなたご自身やあなたのご家族についてお伺いする場合があります。

このアンケートは以前ご回答いただいた内容にもとづき、 ご職業を以下のいずれかとお答えの方にご案内しております。

- 医師
- 歯科医師
- 薬剤師
- 看護師

今回、アンケートの中で「市区町村」以下「町丁」までお伺いいたします。

※「市区町村」+「町丁」までのデータは 地域のばらつきを分析するためお伺いするものです。

※回答いただいたデータは調査委託元にデータとして提供されます。 ご回答いただいた内容により、個人が特定されることはありません。 アンケートの回答はすべて個人が特定できないよう処理をしたうえで 使用させていただきます。

※ご回答いただいたアンケートデータはSSLを利用して暗号化され、 データ収集されます。

ご理解のうえ、よろしければご協力をお願いいたします。

条件をご確認の上、よろしければアンケートにご協力ください。

	₹としてめてはまるものをお選び<7:
(回答は1つ)	
○ 医師	
歯科医師	
看護師	
薬剤師	
○ その他	
Q2 あなたの現在の主人	なお勤め先はどちらですか。
(回答は1つ)	
病院 (ベッド数20床以)	(F)
診療所	
薬局	
Q3 主な診療科をお知っ	Sせください。
(回答は1つ)	
内科系	
○ 一般内科	○ アレルギー科
呼吸器内科	● リウマチ科
() 循環器内科	◎ 感染症内科
○ 消化器内科(胃腸内科)	○ 小児科
○ 腎臓内科	精神科
● 神経内科	○ 心療内科
○ 糖尿病内科(代謝内科)	□ 腫瘍内科
○ 血液内科	放射線科
○ 皮膚科	○ その他内科
外科系	
一般外科	形成外科
● 外科	美容外科
○ 呼吸器外科	□ 眼科
心臓血管外科	■ 耳鼻いんこう科
乳腺外科	○ 小児外科
気管食道外科	産婦人科
消化器外科(胃腸外科)	麻酔科
※ 泌尿器科	○ 救急
● 肛門外科	O ICU
脳神経外科	○ その他外科
● 整形外科	
内科系・外科系以外の診療科	
○ 内科系・外科系以外の診療科	

Q4 あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があること	とをごる	むで	すか。
(回答は1つ)			
◎ 知っている			
○ 聞いたことがある			
○ 知らない			
Q5 あなたは、輸血用血液製剤すどを介して感染などが発生した場合に、医療費等の救済給付を行う公的すび生物由	来點	感染	等被害救済制度」があることをご存じですか。
個智はつ)			
② 知っている			
聞いたことがある			
○ 知らない			
Q4で「医薬品副作用被害救済制度」を「知っている」もしくは「聞いたことがある」と回答された方にお聞きします。			
Q6 「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものを1つお選びください。			
(回答は横の行ごとこわずつ)			
	知っ	知らな	
	ってい	ない	
	る		
医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な検済を図ることを目的とした公的な制度である	0	0	
医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う		0	
牧済給付の請求には、医師が作成した診断書などが必要である			
Q4で「医薬品副作用被害救済制度」を「知っている」もしくは「聞いたことがある」と回答された方にお聞きします。			
Q7 あなたは、「医薬品副作用被害救済制度」の運営主体をご存じですか。あてはまるものを1つお選びください。			
(c) t 各回			
厚生労働省 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			
● 医薬品医療機器総合機構(PMDA)			
● 自治体(都道府県、市町村など)			
健康保険組合連合会			
その他の組織・団体 具体的に:			
知らない			

答れてつでも)	
医療関係専門誌	ラジオ放送
聞いた・教えてもらった	新聞
副作用報告制度の報告用紙	大学・専門学校の授業
パンフレット・リーフレット	学会・研修会・講演会
医薬品安全対策情報(DSU)	ポスター
インターネット(医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページ)	維誌
厚生労働省のホームページ	院内ビジョン・薬局ビジョン
勤務先での研修	その他 具体的に:
テレビ放送	
Q9 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、誰から知りましたか。あて	はまるものを <u>すべて</u> お選びだださい。
死「聞いた・教えてもらった」と回答された方にお聞きします。 Q9 あなさは「医薬品副作用被害教済制度」について、誰から知りましたか。あて 沓れ、くつでも)	はまるものを <u>すべて</u> お覆び <u>だ</u> ださい。
Q9 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、誰から知りましたか。あて	はまるものを <u>すべて</u> お選び だ ださい。
Q9 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、誰から知りましたか。あて 咨れ、くつでも)	はまるものを <u>すべて</u> お選び だださい。
Q9 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、誰から知りましたか。あて 沓れ くっても) 医師	はまるものを <u>すべて</u> お選び <u></u> ださい。
Q9 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、誰から知りましたか。あて]咨は Kつでも) 医師 薬剤師	はまるものを <u>すべて</u> お選びだださい。
Q9 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、誰から知りましたか。あて 図答は、くつでも) 医師 薬剤師 看護師	はまるものを <u>すべて</u> お選び たださい。
Q9 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、誰から知りましたか。あて	はまるものを <u>すべて</u> お選び だださい。
Q9 あなたは「医薬品副作用被害教済制度」について、誰から知りましたか。あて 密は K つでも) 医師 薬剤師 看護師 歯科医師 医療機関の事務職員	はまるものを <u>すべて</u> お選びだださい 。
Q9 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、誰から知りましたか。あて 密却	はまるものを <u>すべて</u> お預び だださい。

Q8で「パンフレット・リーフレット」もしくは「ポスター」と回答された方にお聞きします。

Q10 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」のバンフレット・リーフレット、ボスターをどこで見たり、入手したりしましたか。あてはまるものを<u>すべて</u>お選びください。

(回答はくつでも)

勤務先
勤務先以外の医療機関・薬局
学会・研修会・講演会
自治体・保健所などの公共機関
医薬品医療機器総合機構 (PMDA)
その他 具体的に:

■以下の広告(新聞広告、ポスター、バナー)をご覧になってからお答えください。









Q11 あなたは、これまでにこれらの広告を1つでも見たことがありましたか。

(回答は1つ)

見たことがある見たような気がする見たことはない

- ■以下のCMをご覧になってからお答えください。
- ※この動画は音声が流れます。

音量をONこして、音声とともにご覧ください。(聞き取りにくい場合は音量を大きくしてください)

- ※ファイルを再生する準備が完了していますが、画像が表示されない場合がございます。 画面を押して、動画を最後までご覧こなってからお答えください。
- ※ 動画は場合によっては表示に時間がかかる場合がございます。

010	あたた!	テレビでこの	へが目たこと	レがあいますか

(回答は1つ)

○ 見たことがある

見たような気がする

○ 見たことはない

○ 動画が見られない

Q13 CMをご覧になった感想をお聞きします。以下それぞれにあてはまると思われるものを1つお選びください。

(回答は横の行ごとこ1つずつ)

	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
興味や関心を呼んだ			0	
印象(記憶)に残った	0	0	0	0
医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページにアクセスしたくなった	0	0	0	0



Q14 キャラクター(ドクトルGなど)をご覧になった感想をお聞きします。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

(回答は横の行ごとに1つずつ)

	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
目を引く	0	0	0	0
印象(記憶)に残る	0	0	0	0
好感が持てる	0	0	0	0
イメージしやすい	0	0	0	0
信頼感がある	0	0	0	0
キャラクターとしてふさわしい	0	0	0	0

Q15 「医薬品副作用被害救済制度」を広く国民の皆様に知っていただくためには、どのような広報が効果的だと思いますか。
(回答は具体的に)
Q4で「医薬品副作用被害教済制度」を「知っている」もしくは「聞いたことがある」と回答された方にお聞きします。
Q16 あなたは、これまで「医薬品副作用被害教済制度」の請求に関わったこと(制度の紹介、診断書、投薬証明書の作成など)がありますか。
(回答はD)
<u> </u>
Q.16で「医業品副作用被害教済制度」の請求に関わったことが「ある」と回答された方にお聞きします。
Q17 「医薬品副作用被害救済制度」の請求にどのような内容で関わりましたか。
(回答されて)でも)
制度の紹介
具体的な請求手続きの案内
診断書・投薬証明書等の作成
調求書類作成の支援(相談等)業務
その他 具体的に:
病院・診療所動務の方にお聞きします。
Q18 医薬品による重篤な健康被害と思われる症状が生じた場合、貨医療機関では、患者さんに「医薬品副作用被害救済制度」を最初に紹介するのはどなたの役割ですか。
(回答はい)
■ 医師
歯 科医師
東 剤師
事務部門 (医事課等)
■ 専門部署(医療安全管理室など)
● その他

病院・診療所制務の方にお聞きします。
Q19 医薬品による重篤な健康被害と思われる症状が生じた場合、食医療機関では、患者さんに「医薬品副作用被害教済制度」の具体的手続き等を案内するのはどなたの役割ですか。
(回答は1つ)
○ 医師
■ 歯科医師
● 薬剤師
● 事務部門(医事課等)
● 専門部署(医療安全管理室など)
その他
#PP SARTOTELER MALE A BRANCH A AL
「お洗・診療所動務の方にお聞きします。
Q20 患者さんが「医薬品副作用被害救済制度」に係る給付請求を行う場合、負医療機関では、請求者作成等の手続きを支援する部署(担当者)がありますか。 (回答は1つ)
ある 部署等名:
ない
病院・診療所動務の方にお聞きします。
Q21
(四割はつ)
◎ ある
tau tau
「医薬品副作用被害救済制度」は、病院・診療所で投薬された医薬品や薬局などで購入した医薬品を適正に
使用した」にもかかわらず発生した副作用による入院治療が必要な程度の疾病や障害などの健康被害を受け た方に対して、狡済給付を行う公的な制度です。
TOTIL TO CCTATION IN COLUMN TO THE PROPERTY OF
O22 あなたは今後、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による入院が必要な程度の健康被害を受けた方に対し「医薬品副作用被害物済制度」の利用を勧めたいと思いますか。
Q22 あなたは今後、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による入院が必要な程度の健康被害を受けた方に対し「医薬品副作用被害救済制度」の利用を勧めたいと思いますか。 (回答は12)
動めたい
動めたくない
どちらともいえない

Q23 あなたが、「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答されたのはどの	ような理由からですか。あてはまるものを <u>すべて</u> お選びください。
(おうて) は俗回	
□ 診断書など、必要書類の作成が複雑・面倒(そう)だから	
□ 不支給の場合、責任を問われるから(問われそうだから)	
■ 制度を利用することが、自分の責任問題になるから(なりそうだから	
■ 制度の利用を医療機関が嫌がるから(嫌がりそうだから)	
■ 制度の利用を製薬会社が嫌がるから(嫌がりそうだから)	
■ 自分自身が制度をよく理解していないから	
■ 患者へのメリットがあまり感じられないから	
─ 給付の支給決定までに時間がかかるから(かかりそうだから)	
その他 具体的に:	
Q24 あなたが、「医薬品副作用被害救済制度」について詳細な情報を収集	する場合、どのような方法で、またはどこから情報が入手できるとよいと思いますか。あてはまるものを <u>すべて</u> お選びください。
(おうて) は俗回)	
医療関係専門誌	
学会・研修会・講演会	
■ 医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページ	
■ 医薬品医療機器総合機構(PMDA)の相談窓口	
■ 厚生労働省のホームページ	
パンフレット	
勤務先の医療安全管理者・医薬品安全管理者	

Q22で「勧めたくない」もしくは「どちらともいえない」と回答された方にお聞きします。

製薬会社の社員

自治体・保健所などの公共機関 その他 具体的に:

Q2	5 あなたが、ふだんお読みになっている医療関係専門試は何ですか。電話まで挙げてください。
回答は	具的心
Ļ	
L	
(□ Hicki
Q26	「医薬品副作用被害救済制度」を、より多くの医療関係者の皆様に知っていただき、利用のご協力をいただくためには、どのような方法がよいと思いますか。
QZ	/ 今後の参考にさせていただきますので、忌憚のないご意見をお聞かせください。
国答は	具体的心